



2019年8月8日

各 位

会 社 名 株式会社アドバネクス
代表者名 代表取締役社長 柴野 恒雄
(コード番号 5998 東証第1部)
問合せ先 代表取締役常務最高財務責任者 大野 俊也
(TEL. 03-3822-5865)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

2019年7月9日付けでお知らせしたとおり、当社は当社株主であるAAA株式会社(以下「本株主」といいます。)から臨時株主総会の招集を請求されていましたが、その後本株主は東京地方裁判所に対して株主総会招集許可申立てを行い、東京地方裁判所は2019年8月7日付けで本株主に対して株主総会の招集を許可するとの決定をしました。これを受けて当社では、2019年9月に開催予定の本株主の招集にかかる臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)のための基準日設定について取締役会決議を行いましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2019年8月23日(金曜日)を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その議決権を行使することのできる株主とし、以下のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 2019年8月23日(金)
- (2) 公告日 2019年8月9日(金)
- (3) 公告方法 電子公告により、当社ホームページに掲載します。

https://www.advanex.co.jp/corp/ir/public_announcements.php

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等

本臨時株主総会の開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等については本株主が今後決定することになりますが、東京地方裁判所の決定で許可された会議の目的事項は、以下のとおりとのことです。

- (1) 第71期定時株主総会における第1号議案「剰余金の配当の件」を可決する旨の決議の追認の件
- (2) 第71期定時株主総会における第2号議案「取締役8名選任の件」を可決する旨の決議の追認の件
- (3) 第71期定時株主総会における第3号議案「監査役2名選任の件」を可決する旨の決議の追認の件
- (4) 第71期定時株主総会における第4号議案「補欠監査役1名選任の件」を可決する旨の決議の追認の件
- (5) 取締役8名選任の件
- (6) 監査役2名選任の件

(7) 補欠監査役 1 名選任の件

以上

お問合せ先：

株式会社アドバネクス 総務部広報 I R 課

〒114-8581 東京都北区田端 6-1-1 田端アスカタワー

TEL：03-3822-5865

FAX：03-3822-5873